

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和3年10月】

【問 6】 事業者が、法令に基づく次の措置を行ったとき、その結果について所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられているものはどれか。

- (1) 雇入時の有機溶剤等健康診断
- (2) 定期に行う特定化学物質健康診断
- (3) 特定化学設備についての定期自主検査
- (4) 高圧室内作業主任者の選任
- (5) 鉛業務を行う屋内作業場についての作業環境測定

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 義務付けられていない
- (2) **義務付けられている**：定期の特定化学物質健康診断を行ったときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。特化則第41条（健康診断結果報告）。

解答 (2)

【令和3年4月】

【問 6】 事業者が、法令に基づく次の措置を行ったとき、その結果について所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられているものはどれか。

- (1) 高圧室内作業主任者の選任
- (2) 特定化学設備についての定期自主検査
- (3) 定期の有機溶剤等健康診断
- (4) 雇入時の特定化学物質健康診断
- (5) 鉛業務を行う屋内作業場についての作業環境測定

▶▶解説◀◀

安衛法第59条（安全衛生教育）第3項。安衛則第36条（特別教育を必要とする業務）。

- (1) (2) (4) (5) 義務づけられていない
- (3) **義務づけられている**：定期の有機溶剤健康診断を行ったときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。有機則第30条の3（健康診断結果報告）第1項。

解答 (3)

【平成 30 年 4 月】

【問 9】 事業者が、法令に基づく次の措置を行ったとき、その結果について所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられているものはどれか。

- (1) 特定化学設備についての定期自主検査
- (2) 定期の有機溶剤等健康診断
- (3) 雇入時の特定化学物質健康診断
- (4) 石綿作業主任者の選任
- (5) 鉛業務を行う屋内作業場についての作業環境測定

▶▶解説◀◀

- (1) 義務付けられていない：特定化学設備を含め、定期自主検査の結果は、報告の義務がない。
- (2) **義務付けられている**：有機溶剤等健康診断（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。有機則第 30 条の 3（健康診断結果報告）。
- (3) 義務付けられていない：雇入時の特定化学物質健康診断は、報告の義務がない。
- (4) 義務付けられていない：作業主任者の選任は、報告の義務がない。
- (5) 義務付けられていない：作業環境測定の結果及び評価の結果は、報告の義務がない。

解答 (2)